

建設リサイクル専門委員会の審議経過について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法）は附則に定められた施行状況の検討時期を迎えたことから、昨年9月、建設リサイクル専門委員会（委員長：細田衛士 慶應義塾大学教授）を設置。

昨年11月の第2回専門委員会より、国土交通省の社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会との合同会合により審議。

これまで6回の専門委員会（5回の合同会合）により、建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル制度に係る課題と論点を整理し、論点における今後の方向性について審議を行い、中間とりまとめ（案）が示されたところ。

今後、中間とりまとめを示し、パブリックコメントを行い、広く国民や関係者から意見を募集したうえで、本年秋頃を目処にとりまとめを行う予定。

< これまでの審議経過 >

第1回	平成19年10月15日
第2回（合同会合第1回）	平成19年11月6日
第3回（合同会合第2回）	平成20年1月9日
第4回（合同会合第3回）	平成20年2月5日
第5回（合同会合第4回）	平成20年3月19日
第6回（合同会合第5回）	平成20年6月4日
第7回（合同会合第6回）	平成20年7月3日（中間とりまとめ予定）

建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について 中間とりまとめ(案)の概要

第1章

建設リサイクル制度の現状と課題

1. 建設リサイクル制度の経緯

- ・建設リサイクル法が施行後5年経過

2. 建設リサイクル制度の現状と効果

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化率の向上
- ・建設廃棄物の不法投棄の大幅な減少

第2章

課題解決に向けての基本的方向性

1. 3Rの推進に向けた横断的取組

- ・発生抑制、再生資材の利用の推進が必要
- ・建設廃棄物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握する仕組みが有効

第3章

課題解決に向けての具体的な取組

1. 3Rの推進に向けた横断的取組

- (1) 発生抑制、再使用及び再生資源の利用の推進
- (2) 建設廃棄物の流れの「見える化」
- (3) 建設リサイクル市場の育成
- (4) 分別解体、再資源化の情報提供
- (5) 建設リサイクル法の周知・啓発の充実
- (6) 建設リサイクルに関する技術開発等の推進

3. 建設リサイクル制度の課題

(1) 建設廃棄物の再資源化の促進

- ・費用負担に対する意識が低いこと
- ・分別解体等の取組が十分でないこと
- ・施工方法が不明確なケースがあること
- ・再資源化に支障を来す建設資材の存在
- ・再資源化等状況の把握が十分でないこと
- ・木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと
- ・廃石膏ボードの再資源化の取組の遅れ

(2) 建設廃棄物の適正処理の徹底等

- ・依然として不法投棄等が多いこと
- ・状況把握が十分でないこと

(3) 関係者の意識向上等と循環型社会形成の促進

- ・情報交換が十分でないこと
- ・国民の理解・意識が低いこと
- ・発生抑制の取組は緒についたばかりであること
- ・再使用の概念が希薄であること
- ・再生資材の取組が十分でないこと

2. 建設リサイクルの促進

- ・リサイクル内容及び費用負担に対する関係者の理解を深め、適正な分別解体等の取組を徹底し、再資源化の向上を図ることが重要

2. 建設リサイクルの促進

- (1) 分別解体等における取組の推進
 - ・対象規模基準のあり方
 - ・施工方法に関する基準
 - ・廃石膏ボードの分別
 - ・有害物質含有建材の取扱い
 - ・事前届出・通知
 - ・登録制度のあり方
 - ・工事内容及び費用の明確化
- (2) 再資源化における取組の推進
 - ・特定建設資材の追加の検討
 - ・完了後の報告のあり方
- (3) 縮減に関する取組の推進
(木材の縮減のあり方)

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

- ・関係者の法令遵守に対する意識向上を図ることが重要
- ・行政部局間の連携強化や建設廃棄物の流れを迅速に把握し、監視の強化を図ることが重要

3. 建設廃棄物適正処理の徹底

- (1) 適正処理における取組の推進
 - ・不適正処理の発生のメカニズム
 - ・不適正処理の防止策の実施
- (2) 取締まりにおける取組の推進
 - ・パトロール等の実効性の向上
 - ・現場状況把握の強化
 - ・行政における情報共有等の連携強化